

山梨県公報

第千四百三十四号

平成十五年

十二月一日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定の予定(二件)……………七三三

公告

平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験の実施……………七三三

平成十五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………七三四

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件)……………七三四

大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更の届出……………七三六

正誤

平成十五年十一月十五日付け号外第六十八号中……………七三七

告示

山梨県告示第五百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町大字万沢字丸山一〇五一八の一、一〇五一八の二、一〇五一九の一、一〇五二〇の一、一〇五二一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

西八代郡下部町一色字大子五〇六九から五〇七一まで、五一一九から五一三三まで、五一二五から五一二八まで、五一三〇から五一三四まで、五一三五の六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び下部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

●平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験の実施

山梨県林業改良指導員資格試験条例(昭和六十年山梨県条例第十九号)第二条の規定により、平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成十五年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験期日
平成十六年二月四日及び五日
- 二 試験場所
甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館六〇一会議室
- 三 試験方法
 - 1 筆記試験
 - (一) 必須項目 林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識)及び普及方法
 - (二) 選択項目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産又は林業機械のうち一項目
 - 2 口述試験
- 四 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験申込書
 - (二) 履歴書
 - (三) 次のイからハまでに掲げる受験者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める書類
 - イ 山梨県林業改良指導員資格試験条例(以下「条例」という。)第三条第一項第一号に該当する者 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書
 - ロ 条例第三条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書及び職務従事期間証明書
 - ハ 条例第三条第一項第五号に該当する者 受験資格認定書
 - 2 受験手数料 三千元(受験申込書に三千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。)
- 五 受験申込書受付期間
山梨県の休日を守る条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く平成十五年十二月十九日(金)から平成十六年一月十九日(月)まで。ただし、郵送の場合は、平成十六年一月十九日までの消印のあるものは有効とする。
- 六 受験申込書提出先
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部林業振興課
- 七 その他
 - 1 詳細については、山梨県森林環境部林業振興課(電話〇五五 一三七 一一一

内線六二二五)に問い合わせること。
2 郵送による照会等をする場合には、返信用切手を同封すること。

●平成十五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。
平成十五年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五九九・六六ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七八・九八ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二〇八・五五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・六七ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
諏訪地区水源かん養保安林	一、八三〇・二九ヘクタール
諏訪地区土砂流出防備保安林	一四四・四〇ヘクタール
諏訪地区干害防備保安林	七・二八ヘクタール
諏訪地区保健保安林	一、二〇七・三三ヘクタール
斐崎地区水源かん養保安林	五七四・八六ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	六九四・八二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一六・六六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一六一・二八ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一三六・八二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一四・三〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七四・〇四ヘクタール

●大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年四月一日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社セイフー 代表取締役 徳本和夫	住所	東京都葛飾区青戸五丁目三番一号
--------	---------------------	----	-----------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 スーパーセンタートリアル 南アルプス店

(二) 所在地 南アルプス市小笠原字雨久保千四百二十三 一番

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	二十四時間営業
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後八時(年間百四十二日は午後八時三十分)	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後九時まで	駐車場、駐車場、駐 車場及び駐車場は二 十四時間
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十時まで	駐車場及び駐車場は 午前六時から午後十時 まで
		屋内荷さばき所及び屋 外荷さばき所は午前六 時から午後十時まで
		屋内荷さばき所及び屋 外荷さばき所は二十四 時間

3 変更の年月日

平成十五年十一月十二日
届出年月日
平成十五年十月二十九日

三 届出年月日

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年四月一日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	山梨交通株式会社 代表取締役 小澤建雄	住所	甲府市飯田三丁目二番三十四号
--------	---------------------	----	----------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 山梨交通湯村ショッピングセンター

(二) 所在地 甲府市千塚一丁目百五十五番一

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後九時三十分まで	午前八時三十分から午後九時三十分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後九時まで	午前六時から午後九時まで

- 3 変更する年月日
 平成十五年十一月十一日
 三 届出年月日
 平成十五年十一月十日

● 大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年四月一日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
山梨交通株式会社 代表取締役 小澤建雄	甲府市飯田三丁目二番二十四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 山梨交通湯村ショッピングセンター
 (二)所在地 甲府市千塚一丁目百五十五番一
 2 変更しようとする事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所	山梨交通株式会社 代表取締役 小澤建雄	甲府市飯田三丁目二番二十四号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	甲府市丸の内一丁目十六番四号
	長倉久雄	甲府市富士見二丁目四番一十二号

株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸眞治	東八代郡一宮町坪井千九百二十八番
水川保	甲府市下飯田二丁目十一番十六号
八巻貴男	甲府市千塚一丁目四番二十八号
株式会社たけうち 代表取締役 竹内實	京都府下京区丸通仏光寺下ル大政所町六百七十八番二京都Mビル八階
株式会社フォネット 代表取締役 清水栄一	甲府市上石田三丁目十二番十二号
株式会社トウエンティワン プロダクツ 代表取締役 功刀裕章	甲府市大里町五十三番三十五
内藤幹雄	中巨摩郡敷島町大下条四百四十六番六
株式会社三枝豆店 代表取締役 三枝勇	甲府市中央四丁目四番一十号
株式会社菱和園 代表取締役 小尾武	甲府市太田町四番七
羽中田和彦	甲府市千塚一丁目九番十四号
西山武夫	甲府市湯村三丁目十三番八号
株式会社パレルモ 代表取締役 中本敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町一番
野田秀樹	中巨摩郡敷島町島上条三千六十八番C百三

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番